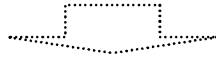


## 軽度者の福祉用具貸与の申請に関わる流れ

※この図は申請の流れを明示したものです。具体的な算定要件、対応については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等にてご確認ください。

軽度者（要支援者・要介護1の者）で適切なアセスメントを行い、課題解決のためには福祉用具貸与を必要とする状態像が見受けられる。  
(対象用具 車いす及び車いす付属、特殊寝台及び特殊寝台付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト)



認定調査の基本調査の直近の結果で例外的に貸与が認められる状態像にある。別表により確認。  
例) 車いす及び車いす付属品 基本調査1-7「3. できない」

はい

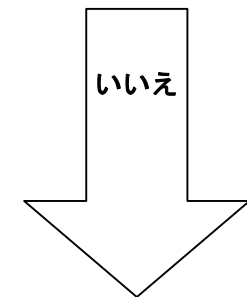
サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアプランに位置付ける。福祉用具貸与事業所から基本調査の内容の照会があった時は「福祉用具貸与算定の判定基準(調査票写しの内容)」にて回答する。  
※市町村への報告は不要



厚生労働大臣が定める者(厚生省告示第23号)第21号のイの  
ア「車いす及び車いす付属品」の(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」又は、  
オ「移動用リフト」の(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する者である。

はい

該当する基本調査項目が無い場合、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定支援事業者が判断する。なお、判断の見直しは、必要に応じて随時行うこととする。



市へ下記の書類を提出し報告する。  
・サービス担当者会議の要点(主治医の確認事項を明記すること)  
※判断の見直しをしたときは、再度報告してください。

いいえ

次の i) から iii) までのいずれかに該当する可能性がある者である。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 23 号告示第 21 号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 23 号告示第 21 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 23 号告示第 21 号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

はい

i) から iii) までのいずれかに該当する者であることが医師の医学的な所見に基づき判断されている。

医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した所見を記載した「福祉用具貸与に対する主治医の所見」により確認する方法でも差し支えない。(医師から直接記入いただくことまでは求めてはいない。)

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

市へ下記の書類を提出し承認を得る。

- ・サービス担当者会議の要点
- ・診断書又は「福祉用具貸与に対する主治医の所見」
- ・情報提供資料（1次判定、特記事項、主治医意見書）
- ・利用票・別表
- ・レンタル用品パンフレットの写し

※以下の点について、いずれかの変更があった場合は、再度市の承認を得ること。

- ・ i) から iii) までの医学的な所見に変更が生じたとき
- ・貸与する福祉用具の追加・変更が生じたとき
- ・当該被保険者が更新認定・区分変更認定を受けたとき

いいえ

貸与不可

## 別表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者  (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—